

# 第214回 定時株主総会招集ご通知 添付書類

## 目次

### 事業報告

- 1. 当社グループの現況に関する事項…………… 1
- 2. 当社グループの概況…………… 11
- 3. 当社の株式に関する事項…………… 14
- 4. 当社の取締役に関する事項…………… 16
- 5. 会計監査人に関する事項…………… 29

### 連結計算書類

- 連結貸借対照表…………… 30
- 連結損益計算書…………… 31

### 計算書類

- 貸借対照表…………… 32
- 損益計算書…………… 33

### 監査報告

- 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本…………… 34
- 会計監査人の監査報告書謄本…………… 36
- 監査等委員会の監査報告書謄本…………… 38

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 当社グループの事業の経過およびその成果

売上高		営業利益	
1,322億円	前年同期 1,221億円	75億2千万円	前年同期 32億円
経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
87億8千万円	前年同期 42億4千万円	56億円	前年同期 22億円

当連結会計年度におけるわが国経済は、緊急事態宣言等が各地で断続的に発出されるなど新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けるなか、原材料などの価格高騰やサプライチェーンの混乱による調達難などの要因も加わり、本格的な景気回復には至りませんでした。

このような環境下において当社グループは、ウィズコロナが常態化した市場のニーズに対応した営業活動や、社会課題の解決に資する商品・サービスの開発に注力するなど、中期経営計画「Creation'21」の目標達成に努めました。

この結果、売上高は1,322億円（前年同期は1,221億円）、営業利益は75億2千万円（前年同期は32億円）、経常利益は87億8千万円（前年同期は42億4千万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は56億円（前年同期は22億円）となりました。

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」といいます。）等の適用により、当連結会計年度の売上高は108億円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ6千万円増加しております。

各事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

## 繊維事業

### 主要な事業内容

- 糸、テキスタイル、繊維製品（縫製品等）の製造・販売



売上高

446億円

前年同期 421億円

営業損失

1億7千万円

前年同期 営業損失18億2千万円

糸は、国内やブラジルを中心とした海外子会社の受注が回復し、順調でした。テキスタイルは、ユニフォームおよびカジュアル向け素材が、前年度の新型コロナウイルス感染症拡大による大幅な受注の減少から回復傾向でした。繊維製品は、カジュアル衣料の受注増により回復傾向となりました。また、製造・販売の両面において引き続き収益改善策を実施しました。この結果、売上高は446億円（前年同期は421億円）、営業損失は1億7千万円（前年同期は営業損失18億2千万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は54億円減少しております。

## 化成品事業

### 主要な事業内容

- 軟質ウレタン、機能樹脂製品（機能フィルム、高機能樹脂加工品）、住宅用建材（合木材、無機建材、硬質ウレタン）、その他（不織布、機能資材）の製造・加工・販売



売上高

516億円

前年同期 485億円

営業利益

29億7千万円

前年同期 14億円

軟質ウレタンは、自動車メーカーにおける車載向け半導体不足の影響を受けたものの、前年度の新型コロナウイルス感染症拡大による大幅減産に伴う受注低迷からは回復しました。

機能樹脂製品は、好況な半導体業界の影響を受けて、半導体製造装置向け高機能樹脂加工品が好調に推移し、また自動車向け機能フィルムの販売が堅調でした。

住宅用建材は、新規に開始した防熱工事の受注が順調に推移しましたが、景観材などの販売が低調でした。

不織布は、自動車用フィルターが堅調でした。

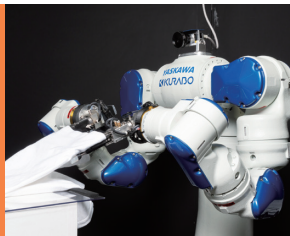
この結果、売上高は516億円（前年同期は485億円）、営業利益は29億7千万円（前年同期は14億円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は53億円減少しております。

## 環境メカトロニクス事業

### 主要な事業内容

- エレクトロニクス（色彩・生産管理等に関する情報システム機器、検査・計測システム）の製造・販売・保守
- エンジニアリング（環境・エネルギー関連の各種プラント等の設計・製作・施工・販売、バイオマス発電事業）
- その他（バイオ関連製品、工作機械等）の製造・販売



売上高

235億円

前年同期 186億円

営業利益

27億7千万円

前年同期 15億6千万円

エレクトロニクスは、好況な半導体業界の影響を受けて、液体成分濃度計および基板検査装置が好調に推移し、子会社でも半導体洗浄装置の大型案件がありました。また、前連結会計年度末に連結子会社となった(株)セイキの業績も寄与しました。

エンジニアリングは、排ガス処理設備などが堅調に推移し、子会社でも大型プラント案件がありました。

バイオメディカルは、攪拌脱泡装置は順調に推移しましたが、新型コロナウイルス抗体検査試薬キットの販売が減少しました。また、工作機械は、国内向けの販売は低調に推移しましたが、米国および中国向けの販売が回復しました。

この結果、売上高は235億円（前年同期は186億円）、営業利益は27億7千万円（前年同期は15億6千万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は4億円増加し、営業利益は4千万円増加しております。

## 食品・サービス事業

### 主要な事業内容

- フリーズドライ食品の製造・販売
- ホテル、自動車教習所等の経営ほか



売上高

84億円

前年同期 86億円

営業利益

2億7千万円

前年同期 2億7千万円

食品は、新型コロナウイルス感染症の影響長期化に伴う、内食需要の継続により成型スープの販売が好調でした。

ホテル関連は、緊急事態宣言等による行動制限などの影響により、宿泊や宴会が引き続き低調でした。

この結果、売上高は84億円（前年同期は86億円）、営業利益は2億7千万円（前年同期は2億7千万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は6億円減少しております。

## 不動産事業

主要な事業内容

●不動産の賃貸



売上高

37億円

前年同期 40億円

営業利益

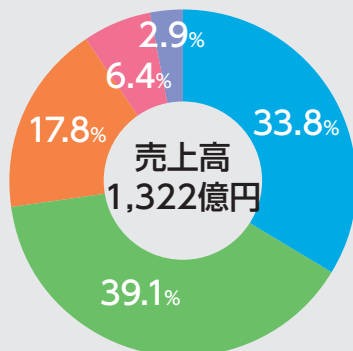
27億4千万円

前年同期 28億4千万円

不動産賃貸は、賃貸事業の推進に注力しましたが、一部の賃貸物件の契約期間満了により、売上高は37億円（前年同期は40億円）、営業利益は27億4千万円（前年同期は28億4千万円）となりました。

（注）当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における経営成績に関する説明は、前連結会計年度と比較しての増減率を記載せずに説明しております。

### 【ご参考】各事業別売上高構成比率



■ 繊維事業	446億円
■ 化成品事業	516億円
■ 環境メカトロニクス事業	235億円
■ 食品・サービス事業	84億円
■ 不動産事業	37億円

## (2) 当社グループが対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢につきましては、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されることに加え、ウクライナ情勢による世界経済の混乱など、景気の先行きは非常に不透明であります。当社グループにおいても、更なる原材料価格やエネルギー価格の上昇に対する価格転嫁の遅れや、サプライチェーンの混乱による生産活動の停滞などが懸念されます。

このような経営環境のなかで、新型コロナウイルス感染症に対しては、事業活動・生産活動への影響を最小限に抑えるべく、引き続き感染拡大の防止に取り組み、コストダウンを図るとともに、原材料価格やエネルギー価格の上昇に対しては、適宜、価格転嫁を進めてまいります。

また、「イノベーションと高収益を生み出す強い企業グループ」を目指すクラブウグループ「長期ビジョン2030」のセカンドステージにあたる新中期経営計画「Progress'24」を、2022年4月よりスタートしました。

「Progress'24」では、「高収益事業の拡大と持続可能な成長に向けた基盤事業の強化」を基本方針とし、成長市場における注力事業へ経営資源を集中するとともに、基盤事業の収益力強化に取り組み、変化の激しい経営環境にあっても、持続的に企業価値を高めていくための最適な事業ポートフォリオを構築してまいります。また、グループガバナンスを強化するとともに、社会課題の解決に取り組むなどサステナビリティを意識した経営を進めてまいります。

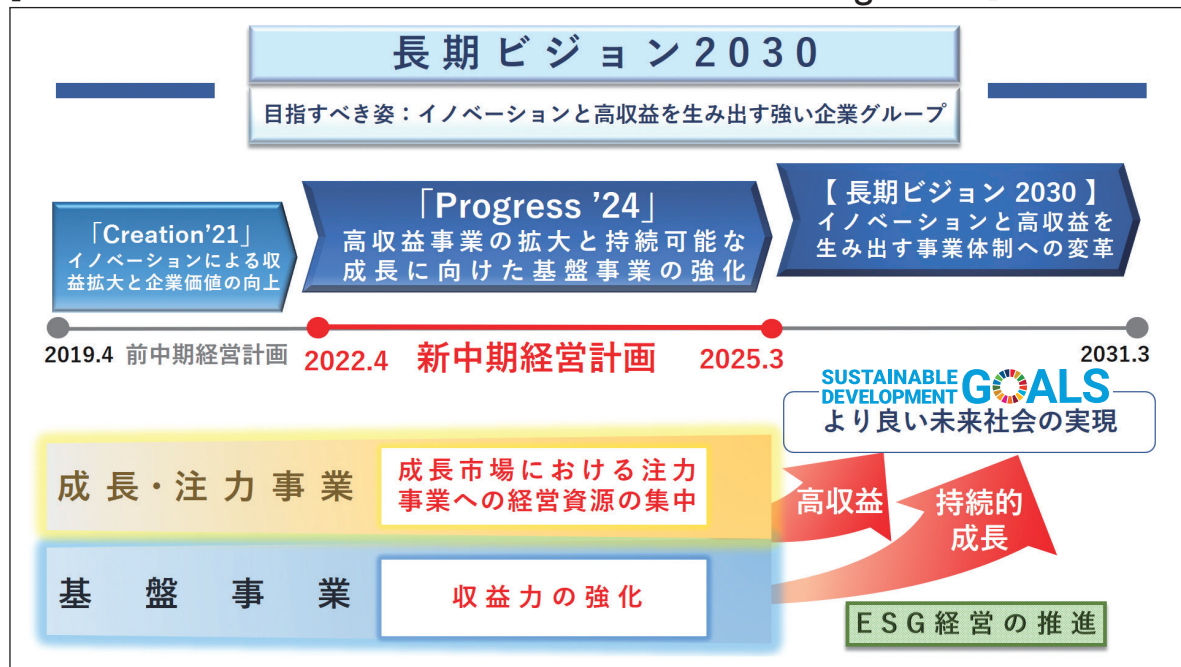
「Progress'24」の重点施策は、以下のとおりであります。

- 成長・注力事業の業容拡大と基盤事業の収益力強化
- R&D活動の強化による新規事業創出と早期収益化
- SDGs達成への貢献
- 多様な人材の活躍推進

なお、当社は、2022年4月4日より(株)東京証券取引所の新市場区分である「プライム市場」に所属しております。



[ご参考] 長期ビジョン2030における新中期経営計画「Progress'24」の位置付け



各事業別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

**(繊維事業)**

糸では、原料改質技術を活用した高機能製品「NaTech（ネイテック）」の開発・製造の推進と販売の拡大、テキスタイルおよび繊維製品では、ユニフォーム分野においては、働く人へ安全と快適を提供するビジネスへの転換を進め、カジュアル分野においては、サステナブル原料を活用した商品展開や、アップサイクルシステム「L∞PLUS（ループラス）」を活用した製品の拡販等に取り組んでまいります。これらの取組みにより、各分野でサステナブル社会の実現に貢献できる商品・技術の開発、販売を行うとともに、原材料高騰の製品価格への転嫁を進め、収益改善に努めてまいります。

また、海外拠点を含めたQR対応力を強化し、効率的な適地生産、適地販売に努めてまいります。

## **(化成品事業)**

高機能樹脂加工品、機能フィルム、機能資材、不織布を成長・注力事業と位置付け、経営資源を集中して業容拡大に取り組んでまいります。なかでも高機能樹脂加工品では、主力販売先である半導体業界の旺盛な需要を確実に取り込んで販売を拡大するとともに、機能資材では、今後の市場拡大が見込まれる熱可塑性炭素繊維シート「クラパワーシート」の早期事業化に向けたマーケティング活動と技術開発に注力してまいります。

基盤事業と位置付けている軟質ウレタン、住宅用建材では、安定した収益確保に向けて生産体制の効率化に取り組むとともに、建設業界の省人化ニーズに応えるべく、3Dプリンタによる成形技術の確立や、新商品開発・新市場開拓にも取り組んでまいります。

また、原材料価格の急激な高騰に対しては、製品価格への転嫁に注力し、業績改善を図ってまいります。

## **(環境メカトロニクス事業)**

エレクトロニクスでは、商品力強化による競争優位性の獲得、海外市場への拡販に努め、新技術であるロボットビジョンシステムの商品開発力を強化するとともに、半導体関連の検査・計測ビジネスの拡充を図ってまいります。

エンジニアリングでは、環境関連の新規事業の拡大および海外市場への拡販に努めてまいります。

バイオメディカルでは、遺伝子抽出・解析関連での業容拡大、工作機械では新機種投入による販売の拡大およびコスト競争力の強化に取り組んでまいります。

## **(食品・サービス事業)**

食品事業では、アフターコロナを見据えて、市場ニーズを汲み取った魅力的な商品の開発・提案により顧客満足度の向上に努めてまいります。また、環境面に配慮した事業活動も積極的に進めてまいります。

ホテル関連では、感染対策の強化・継続により安心・安全をPRしつつ、ウィズコロナ・アフターコロナのニーズを捉えた魅力的な商品・サービスの開発・提供などによる集客力の強化を図ってまいります。



**(不動産事業)**

大型商業施設賃貸事業では、賃貸先の経営環境を注視しながら、効率的な事業推進を行い、引き続き、長期安定収益の維持・確保に努めてまいります。

また、遊休地の再開発等による早期収益化についても、取り組んでまいります。

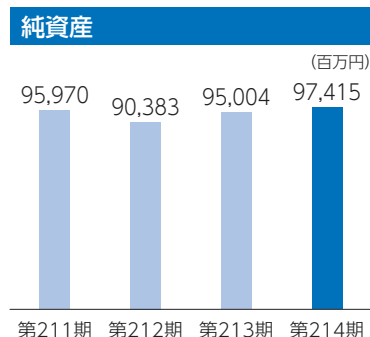
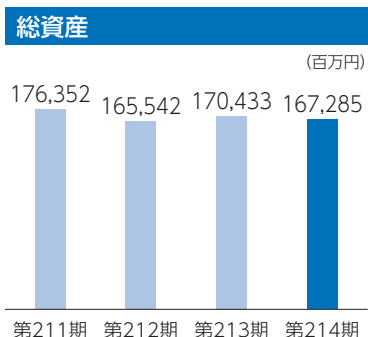
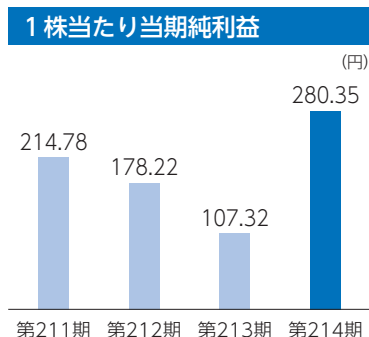
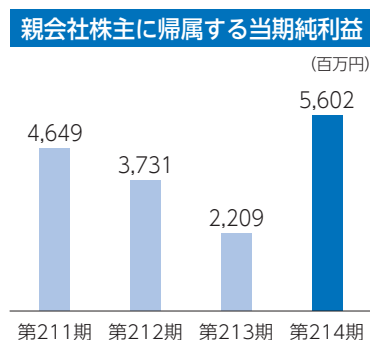
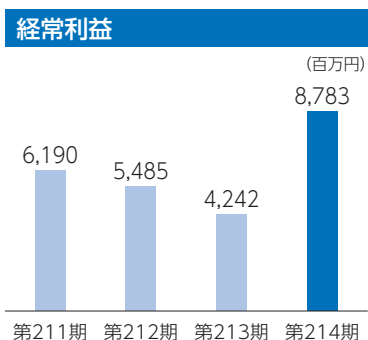
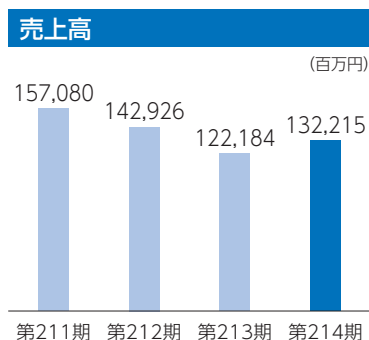
**(3) 当社グループの設備投資等の状況**

当連結会計年度の設備投資額は、総額36億円であります。

なお、主要なものは繊維事業および化成品事業における高付加価値商品の生産や品質向上のための投資であります。

#### (4) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第211期 (2019年3月期)	第212期 (2020年3月期)	第213期 (2021年3月期)	第214期 (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	157,080	142,926	122,184	132,215
経 常 利 益 (百万円)	6,190	5,485	4,242	8,783
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,649	3,731	2,209	5,602
1株当たり当期純利益 (円)	214.78	178.22	107.32	280.35
総 資 産 (百万円)	176,352	165,542	170,433	167,285
純 資 産 (百万円)	95,970	90,383	95,004	97,415



- (注) ①1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。なお、当社は2018年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。第211期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
- ②第212期は、繊維事業や化成品事業が低調に推移したことなどにより、売上高、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益ともに減少しました。また、総資産は、投資有価証券の減などにより減少し、純資産は、その他有価証券評価差額金の減などにより減少しました。
- ③第213期は、新型コロナウイルス感染症の影響により、繊維事業、化成品事業および環境メカトロニクス事業が低調に推移したことなどにより、売上高、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益ともに減少しました。また、総資産は、投資有価証券や現金及び預金の増などにより増加し、純資産は、その他有価証券評価差額金の増などにより増加しました。
- ④当連結会計年度の損益の状況につきましては、前記(1)に記載のとおりとなりました。また、総資産は、現金及び預金や投資有価証券の減などにより減少し、純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の増などにより増加しました。
- ⑤当連結会計年度の期首から収益認識会計基準等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況につきましては、収益認識会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## 2. 当社グループの概況 (2022年3月31日現在)

### (1) 当社グループの主要な事業所

#### ①子会社

子会社の所在地は、後記(4)のとおりです。

#### ②当社

区 分	名 称	所 在 地	
営業所および研究所	大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区	
	東 京 支 社	東 京 都 中 央 区	
	技 術 研 究 所	大 阪 府 寝 屋 川 市	
工 場	織 維	安 城 工 場 徳 島 工 場	
	化 成 品	寝 屋 川 工 場	大 阪 府 寝 屋 川 市
		裾 野 工 場	静 岡 県 裾 野 市
		群 馬 工 場	群 馬 県 伊 勢 崎 市
		鴨 方 工 場	岡 山 県 浅 口 市
		三 重 工 場	三 重 県 津 市
		熊 本 事 業 所	熊 本 県 菊 池 市

### (2) 当社グループの従業員の状況

従業員数(前連結会計年度末比増減) (人)

4,164 (△149)

(注) 従業員数は就業人員であり、上記のほか、臨時社員・パートタイマー977人がおります。

## (3) 当社グループの主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,513
株式会社中国銀行	1,320
株式会社三菱UFJ銀行	1,281

## (4) 当社の重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金	議決権比率 当社比率 出資比率	主要な事業内容	所在地
国内	倉敷機械(株)	954百万円	100%	工作機械等の製造・販売	新潟県長岡市
	日本ジフィー食品(株)	440百万円	100	フリーズドライ食品の製造・販売	大阪府中央区
	(株)クラボウインターナショナル	350百万円	100	繊維製品(縫製品等)の製造・販売	大阪府中央区
	倉敷繊維加工(株)	350百万円	100	不織布、機能資材の製造・加工・販売	大阪府中央区
	東名化成(株)	200百万円	100	軟質ウレタンの製造・加工・販売	愛知県日進市
	シーダム(株)	120百万円	100	機能フィルムの製造・加工・販売	大阪府中央区
	クラボウケミカルワークス(株)	100百万円	100	高機能樹脂加工品、軟質ウレタン、硬質ウレタン、合成木材の製造・加工・販売	広島県東広島市
	(株)倉敷アイビースクエア	100百万円	100	ホテルの経営ほか	岡山県倉敷市

区分	会社名	資本金	当社の議決権比率 または 出資比率	主要な事業内容	所在地
海外	クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)	18,764千リアル	99.8	糸の製造・販売	ブラジル国 ポンタグロッサ市
	タイ・クラボウ(株)	550,000千バーツ	78.3	糸、テキスタイルの製造・販売	タイ国 バンコック市
	(株)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル	26,000千米ドル	51.7	糸、テキスタイルの製造・販売	インドネシア国 ジャカルタ市
	広州倉敷化工製品有限公司	7,000千米ドル	100	軟質ウレタンの製造・加工・販売	中国広東省 広州経済技術 開発区
	広州倉福塑料有限公司	1,825千米ドル	51	軟質ウレタンの製造・加工・販売	中国広東省 広州市

- (注) ①上記記載の重要な子会社13社を含め、当連結会計年度の連結子会社は25社、持分法適用会社は2社であります。
- ②広州倉敷化工製品有限公司につきましては、同社持分の一部譲受により、当社の出資比率が2022年2月をもって100%となりました。



### 3. 当社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,701千株  
 (2) 発行済株式の総数 20,756千株  
 (3) 株主数 15,042名  
 (4) 大株主

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,187	10.99
日本生命保険相互会社	920	4.62
株式会社三井住友銀行	782	3.93
株式会社みずほ銀行	782	3.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	781	3.92
株式会社中国銀行	726	3.65
三井住友信託銀行株式会社	412	2.07
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	406	2.04
三菱UFJ信託銀行株式会社	305	1.53
クラボウ共栄会	300	1.51

(注) ①当社は、自己株式を868千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

②持株比率は自己株式を控除して計算しております。

③当社は株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、2021年5月12日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、以下のとおり、実施しております。

(取得の内容)

- ・取得した株式の種類 当社普通株式
- ・取得した株式の総数 800,000株
- ・株式の取得価額の総額 1,533,468,200円
- ・取得期間 2021年5月13日から2021年9月22日まで (約定ベース)
- ・取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) を含む市場買付

④2021年5月12日開催の取締役会において自己株式の消却を決議し、以下のとおり、実施しております。

(消却の内容)

- ・消却した株式の種類 当社普通株式
- ・消却した株式の総数 1,600,000株  
(消却前の発行済株式総数に対する割合7.16%)
- ・消却後の発行済株式総数 20,756,228株
- ・消却日 2021年5月24日

⑤当社は株主還元の充実および資本効率の向上を図るため、2022年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の取得を決議しました。

(取得の内容)

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 1,100,000株 (上限)
- ・株式の取得価額の総額 20億円 (上限)
- ・取得期間 2022年5月13日から2022年12月31日まで (約定ベース)
- ・取得方法 東京証券取引所における市場買付

⑥2022年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の消却を決議しました。

(消却の内容)

- ・消却する株式の種類 当社普通株式
- ・消却する株式の総数 756,228株  
(消却前の発行済株式総数に対する割合3.64%)
- ・消却後の発行済株式総数 20,000,000株
- ・消却予定日 2022年5月23日

#### 4. 当社の取締役に関する事項 (2022年3月31日現在)

##### (1) 当社の取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	藤 田 晴 哉	
代表取締役 取締役・常務執行役員	北 畠 篤	繊維事業部長
代表取締役 取締役・常務執行役員	馬 場 紀 生	化成品事業部長
取 締 役 常務執行役員	川 野 憲 志	環境メカトロニクス事業部長
取 締 役 執行役員	本 田 勝 英	総務部、不動産開発部、施設環境部担当
取 締 役 執行役員	稲 岡 進	企画室、人事部、知的財産部、技術研究所担当
取 締 役 執行役員	藤 井 裕 詞	経理部、システム部担当 兼 経理部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	岡 田 治	
取 締 役 (監査等委員)	茂 木 鉄 平	重要な兼職の状況 (株)ニイタカ 社外取締役 (監査等委員) 弁護士法人大江橋法律事務所 社員 大江橋法律事務所 パートナー
取 締 役 (監査等委員)	新 川 大 祐	重要な兼職の状況 バルテス(株) 社外監査役 (株)島精機製作所 社外取締役 (監査等委員) 北斗税理士法人 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	西 村 元 秀	重要な兼職の状況 泉州電業(株) 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	谷 澤 実 佐 子	重要な兼職の状況 国立大学法人兵庫教育大学 監事 谷澤公認会計士事務所 代表

(注) ①取締役（監査等委員） 茂木鉄平氏、新川大祐氏、西村元秀氏および谷澤実佐子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。4氏は、当社が定める「社外取締役の独立性に関する基準」の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。なお、「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、株主総会参考書類51頁から52頁に掲載しております。

②取締役（監査等委員） 新川大祐氏および谷澤実佐子氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

③監査等委員会の情報収集の充実を図り、内部監査部門との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために岡田 治氏を常勤の監査等委員として選定しております。

④当社では、執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を行い、迅速な経営の意思決定を行う体制を構築しております。執行役員は16名で、上記記載の取締役を兼務する常務執行役員3名、執行役員3名のほかに、常務執行役員 八木克眞、西澤厚彦、相徳朗人、中川眞豪、執行役員 平田政弘、松井一雄、西垣伸二、森重 潔、黒澤昭夫、丸毛浩嗣の10名で構成されております。

⑤取締役、執行役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化を目的として、委員長および委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しております。

当該委員会の概要は、以下のとおりであります。

ア. 目的

取締役、執行役員の指名、報酬等の決定に係る客観性・透明性の確保と説明責任の強化

イ. 権限

取締役会の諮問に応じ、取締役、執行役員に関する以下の事項について審議・決定し、その内容を取締役会に答申する。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申を最大限尊重するものとする。

- ・ 役員の選任、再任および解任に関する事項
- ・ 監査等委員を除く役員の報酬等に関する事項

ウ. 委員会の構成

委員長：茂木鉄平（独立社外取締役・監査等委員）

委員：藤田晴哉（代表取締役・取締役社長）、岡田 治（取締役・常勤監査等委員）、新川大祐（独立社外取締役・監査等委員）、西村元秀（独立社外取締役・監査等委員）、谷澤実佐子（独立社外取締役・監査等委員）

## エ. 活動内容

当事業年度においては計6回の指名・報酬諮問委員会を開催し、以下の事項について審議の上、答申を決定し、取締役会への報告を行いました。

なお、上記のほか、書面による指名・報酬諮問委員会決議を1回行いました。

- ・選任、再任、昇任等の対象役員候補者およびその他幹部社員等に関する事項
- ・監査等委員である取締役の報酬を除く役員報酬に関する基本方針、諸制度の運用状況等に関する事項

- ⑥当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、当社の取締役が被保険者とされており、被保険者が取締役として行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が填補されるものとされており、被保険者の保険料は、当社が全額負担しております。また、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為を補償対象外とするなど被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約は、2022年7月に同内容での更新を予定しております。

## (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する方針に関する事項

#### ア. 取締役（監査等委員であるものを除く。）

##### (ア) 方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針を取締役会の決議に基づき定めております。

なお、当該方針については、指名・報酬諮問委員会の答申を得ております。

##### (イ) 方針の内容の概要

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に関する方針は、以下のとおりであります。

#### 1. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、基本報酬（金銭報酬）および業績連動型株式報酬により構成することとし、株主総会の決議により定められたそれぞれの上限額等の範囲内で、代表権の有無、役職等を基に決定すること、業績連動型株式報酬については、業績および株式価値との連動性を明確にし、業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものとするを基本方針とする。

#### 2. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針等（取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

- ・ 取締役の報酬のうち基本報酬については、代表権の有無、個々の職責および実績、会社業績、社会水準等を総合的に勘案の上決定し、毎月現金で支払うこととする。
- ・ 取締役の報酬のうち業績連動型株式報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとすることを目的に、中期経営計画の業績目標およびROE目標の達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出され、取締役退任後に当該株式が交付されるものとする。



### 3. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）と業績連動型株式報酬の支給割合については、基本報酬（金銭報酬）を主としつつ、取締役に対する適切なインセンティブとなるよう決定する。

### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法等

- ・ 取締役の個人別の報酬の内容に関する決定手続の透明性、客観性等を確保するため、委員長および委員の過半数が独立社外取締役で構成される、取締役の指名・報酬に関する任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置する。
- ・ 取締役会は、取締役の個人別の報酬の内容に関する指名・報酬諮問委員会の答申および監査等委員会の意見をふまえて当該内容を決定することを条件として、当該内容の決定を代表取締役社長に一任する。
- ・ 代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申内容、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえた上で、上記の委任に基づき、取締役の個人別の報酬の内容を決定する。  
また、代表取締役社長は、当該決定を行った後、当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告する。

(ウ) 取締役会が個人別の報酬等の内容決定が上記ア、(イ)の方針に沿うものであると判断した理由

取締役会は、上記ア、(イ)の権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の報酬の内容の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件として委任（一任）の決議を行っているほか、代表取締役社長は、当該決定を行った後、当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告すべきものとしているところ、代表取締役社長による個人別の報酬等の内容決定に関しては、これらの手続がいずれも履践されていることから、取締役会としては、当該決定に係る個人別の報酬等の内容は上記ア、(イ)の方針に沿うものであると判断しております。

## イ. 監査等委員である取締役

監査等委員である各取締役の報酬の決定に関しては、固定金銭報酬とし、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内で、監査等委員である取締役が、常勤・非常勤の別、役割、社会水準等を総合的に勘案の上、協議により決定することを基本方針としております。当該方針は取締役会の決議に基づき定めております。

### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2016年6月29日および2019年6月27日であり、決議の内容は、それぞれ以下のとおりであります。

#### <2016年6月29日開催 第208回定時株主総会>

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を月額2,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず。）、監査等委員である取締役の報酬額を月額500万円以内としております。当該定時株主総会終了直後における対象となる役員は、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名、監査等委員である取締役4名であります。

#### <2019年6月27日開催 第211回定時株主総会>

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である取締役を除く。）を対象に、2016年6月29日開催の第208回定時株主総会において承認された取締役の報酬の限度額とは別枠で、業績連動型株式報酬制度を導入しております。当該定時株主総会終了直後における本制度の対象となる取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者である取締役を除く。）は、7名です。なお、本制度の概要については、下記⑤、イをご参照ください。

### ③取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容決定に係る委任（一任）に関する事項

#### ア. 委任を受けた者の氏名、地位・担当、委任（一任）の理由およびその権限等

当社においては、取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬諮問委員会の答申内容、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえた上で、取締役会の委任（一任）に基づき、代表取締役社長である藤田晴哉が、内容を決定しております。

取締役の個人別の報酬等のうち基本報酬については、代表権の有無、個々の職責および実績、会社業績、社会水準等を総合的に勘案の上決定するものとされているところ、これらの諸要素、とりわけ個々の職責および実績ならびに会社業績についての判断は、当社グループ全体の業績および個々の取締役の業務執行状況等を俯瞰的に把握している代表取締役社長がこれを行うことが最も適切であると考え、上記の決定に関する委任（一任）を行っております。なお、取締役の個人別の報酬等のうち業績連動型株式報酬については、中期経営計画の業績目標（連結営業利益に関する目標）およびROE目標の達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出されております。

#### イ. ア. の権限が適切に行使されるようにするための措置

上記①、ア、（ウ）に記載のとおり、取締役の個人別の報酬の内容の決定に際して、指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件として委任（一任）の決議を行うこと、および、当該決定を行った後、代表取締役社長より当該決定の内容を指名・報酬諮問委員会に報告するという措置を講じております。

### ④指名・報酬諮問委員会および取締役会の活動内容

指名・報酬諮問委員会の活動内容につきましては、事業報告18頁をご参照ください。役員報酬に関する取締役会の活動内容につきましては、以下のとおりであります。

#### <活動内容>

監査等委員である取締役の報酬を除く役員の報酬について、取締役の個人別の報酬の内容に関する指名・報酬諮問委員会の答申、監査等委員会の意見および取締役会の協議内容をふまえることを条件とし、当該内容の決定についての代表取締役社長への委任（一任）の決定

## ⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

### ア. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (人)
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	194	177	17	7
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	21	21	—	1
社外役員	24	24	—	4

(注) ①取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

②監査等委員会は、監査等委員を除く取締役の報酬に関し、取締役社長および監査等委員全員で構成される任意の指名・報酬諮問委員会の答申をふまえて、役位別等の報酬額水準、企業価値向上への貢献に対する適切な意識付けのための内容等についての協議、検討を行った結果、当該報酬等の内容は妥当であると判断しております。

### イ. 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社における取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）および業績連動型株式報酬により構成されているところ、業績連動型株式報酬については、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとなるよう、中期経営計画の業績目標（連結営業利益に関する目標）およびROE目標の達成度を業績指標としており、当該達成度に応じて、取締役会で決定された規程に基づき交付株式数が算出され、取締役退任後に当該株式が交付されるものとされております。

業績連動型株式報酬に係る指標の目標および実績は、以下のとおりであります。

業績連動指標	2021年度 目標	2021年度 実績
連結営業利益	90億円	75億円
連結ROE	6.6%	5.9%

また、当該業績連動型株式報酬は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるというものであります。当該業績連動型株式報酬制度の概要は、以下のとおりであります。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）
② 対象期間	2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金200百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり40,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の取締役に對する当社株式の交付時期	原則として退任時

### (3) 社外取締役に関する事項

#### ①重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 職 先 法 人 等	兼 職 の 内 容	関 係
社外取締役 (監査等委員)	茂木鉄平	(株)ニイタカ	社外取締役 (監査等委員)	—
		弁護士法人大江橋法律事務所	社員	—
		大江橋法律事務所	パートナー	—
	新川大祐	バルテス(株)	社外監査役	—
		(株)島精機製作所	社外取締役 (監査等委員)	—
		北斗税理士法人	代表社員	—
	西村元秀	泉州電業(株)	代表取締役社長	—
	谷澤実佐子	国立大学法人兵庫教育大学	監事	—
谷澤公認会計士事務所		代表	—	

#### ②当事業年度における主な活動状況

##### ア. 取締役会および監査等委員会等への出席状況

各社外取締役の当事業年度における取締役会、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会の出席状況は以下のとおりです。いずれの社外取締役も、社外取締役（監査等委員）として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行っています。

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	指名・報酬諮問委員会出席状況
社外取締役 (監査等委員)	茂木鉄平	14回/14回	14回/14回	6回/6回
	新川大祐	14回/14回	14回/14回	6回/6回
	西村元秀	14回/14回	14回/14回	6回/6回
	谷澤実佐子	14回/14回	14回/14回	6回/6回



## イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	茂木鉄平	<p><b>&lt;期待される役割&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、弁護士として長年にわたり企業法務に携わっている経験を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。</li> <li>・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。</li> </ul> <p><b>&lt;当該役割に関して行った職務の概要&gt;</b></p> <p>取締役会や主要会議において、弁護士として長年にわたり企業法務に携わっている経験を生かし、法律の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p>
	新川大祐	<p><b>&lt;期待される役割&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、公認会計士としての豊富な経験、高い会計的知見を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。</li> <li>・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。</li> </ul>

区 分	氏 名	期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要
	新川大祐	<p><b>&lt;当該役割に関して行った職務の概要&gt;</b>  取締役会や主要会議において、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を生かし、会計の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	西村元秀	<p><b>&lt;期待される役割&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、長年にわたり企業経営に携わっている経験を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。</li> <li>・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。</li> </ul> <p><b>&lt;当該役割に関して行った職務の概要&gt;</b>  取締役会や主要会議において、長年にわたり経営に携わっている経験を生かし、企業経営の専門家（経営者）としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。</p> <p>また、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>さらに、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p>

区分	氏名	期待される役割および当該役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	谷澤実佐子	<p><b>&lt;期待される役割&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業価値向上のため積極的な事業運営を行うことに関する取締役会での意思決定等について、公認会計士としての豊富な経験、高い会計的知見を生かし、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を監査、監督すること。</li> <li>・女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ&amp;インクルージョンの推進等に貢献すること。</li> <li>・指名・報酬諮問委員会の委員として、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献すること。</li> </ul> <p><b>&lt;当該役割に関して行った職務の概要&gt;</b></p> <p>取締役会や主要会議において、公認会計士としての豊富な経験と高い会計的知見を生かし、会計の専門家としての視点から、適切な発言を行い、また主要な事業所への往査を行うなど、経営陣から独立した客観的な立場から取締役、執行役員等の職務を適正に監査、監督しております。また、女性の視点、観点を生かし、当社の重要な経営戦略であるダイバーシティ&amp;インクルージョンの推進等に貢献しております。</p> <p>さらに、常勤監査等委員と常に密接な情報交換を行い、監査等委員会において適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。</p> <p>加えて、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、役員の指名、報酬の決定に関する客観性・透明性の確保、説明責任の強化に貢献しております。</p>

### ③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	69	—
連 結 子 会 社	14	0
計	83	0

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社における監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。

②監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠の妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、当社の会計監査人の報酬等の額について同意を行いました。

③当社の重要な子会社のうち、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、タイ・クラブ(株)、(株)クラブ・マヌガル・テキスタイル、広州倉敷化工製品有限公司、広州倉福塑料有限公司は、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に該当すると監査等委員会が判断した場合、会計監査人を解任する方針です。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行が不相当であると判断した場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社は、この決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

以 上

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>78,397</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>42,761</b>
現金及び預金	14,116	支払手形及び買掛金	22,419
受取手形、売掛金及び契約資産	35,513	短期借入金	8,864
商品及び製品	12,133	リース債務	123
仕掛品	7,587	未払費用	2,755
原材料及び貯蔵品	5,751	未払法人税等	1,630
その他	3,340	賞与引当金	1,478
貸倒引当金	△44	その他	5,490
<b>固 定 資 産</b>	<b>88,888</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>27,109</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>49,686</b>	長期借入金	3,499
建物及び構築物	23,642	リース債務	710
機械装置及び運搬具	9,536	繰延税金負債	3,468
土地	13,633	役員退職慰労引当金	207
リース資産	821	株式報酬引当金	74
建設仮勘定	662	退職給付に係る負債	12,963
その他	1,388	長期預り敷金保証金	5,872
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,378</b>	その他	312
<b>投資その他の資産</b>	<b>37,823</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>69,870</b>
投資有価証券	33,975	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
繰延税金資産	1,433	<b>株 主 資 本</b>	<b>94,461</b>
退職給付に係る資産	1,406	資 本 金	22,040
その他	1,220	資 本 剰 余 金	15,210
貸倒引当金	△212	利 益 剰 余 金	59,293
		自 己 株 式	△2,082
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,555</b>
		その他有価証券評価差額金	10,410
		繰延ヘッジ損益	52
		為替換算調整勘定	△8,637
		退職給付に係る調整累計額	△270
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,398</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>97,415</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>167,285</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>167,285</b>

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		132,215
売上原価		104,863
売上総利益		27,351
販売費及び一般管理費		19,823
<b>営業利益</b>		<b>7,528</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,064	
その他の	1,024	2,088
営業外費用		
支払利息	188	
持分法による投資損失	166	
その他の	478	833
<b>経常利益</b>		<b>8,783</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	402	
固定資産売却益	124	526
特別損失		
減損損失	341	
関係会社株式評価損	217	
工場移転費用	174	
事業構造改善費用	129	
投資有価証券評価損	20	
その他の	7	892
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>8,418</b>
法人税、住民税及び事業税	2,662	
法人税等調整額	249	2,912
<b>当期純利益</b>		<b>5,505</b>
非支配株主に帰属する当期純損失		96
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>5,602</b>



# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>42,962</b>	<b>流動負債</b>	<b>30,133</b>
現金及び預金	6,742	支払手形	3,314
受取手形	5,005	短期借入金	10,899
売掛金	13,373	長期借入金	9,695
契約資産	322	未払消費税等	36
商品及び製品	7,076	未払法人税等	775
仕掛品	2,334	前払費用	1,405
原材料及び貯蔵品	1,570	前払金	826
前渡金	50	前払金	176
前払費用	58	前払金	0
未収入金	1,716	前払金	1,105
その他の金	4,732	前払金	281
貸倒引当金	△21	前払金	683
<b>固定資産</b>	<b>85,749</b>	賞与引当金	23
<b>有形固定資産</b>	<b>28,137</b>	資産除却準備金	26
建物	15,040	固定負債	881
構築物	1,392	長期借入金	2,120
機械及び装置	4,050	短期借入金	354
車両運搬具	8	繰上金負債	2,810
工具、器具及び備品	704	退職給付引当金	9,250
土地	6,219	株式報酬引当金	74
リース資産	361	長期預り金の	1
建設仮勘定	359	長期預り金の	5,750
<b>無形固定資産</b>	<b>386</b>	長期預り金の	53
借地権	14	<b>負債合計</b>	<b>50,547</b>
ソフトウェア	299	<b>(純資産の部)</b>	
その他の	72	<b>株主資本</b>	<b>67,911</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>57,225</b>	資本金	22,040
投資有価証券	32,176	資本剰余金	15,255
関係会社株式	22,901	利益剰余金	15,255
出資金	0	利益剰余金	32,698
長期貸付金	0	利益剰余金	4,090
前払年金費用	1,384	その他利益剰余金	28,608
その他の	988	配当準備積立金	1,500
貸倒引当金	△226	従業員保険積立金	330
		特別償却準備金	201
		固定資産圧縮積立金	3,422
		固定資産圧縮特別勘定積立金	42
		別途積立金	14,000
		繰越利益剰余金	9,111
		<b>自己株式</b>	<b>△2,082</b>
		評価・換算差額等	10,253
		その他有価証券評価差額金	10,252
		繰延ヘッジ損益	0
<b>資産合計</b>	<b>128,712</b>	<b>純資産合計</b>	<b>78,164</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>128,712</b>

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		68,486
売 上 原 価		53,748
売 上 総 利 益		14,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,810
<b>営 業 利 益</b>		<b>3,928</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,551	
そ の 他	243	1,794
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	56	
そ の 他	486	542
<b>経 常 利 益</b>		<b>5,180</b>
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	402	
固 定 資 産 売 却 益	124	526
特 別 損 失		
事 業 構 造 改 善 費 用	109	
減 損 損 失	38	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	25	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20	
そ の 他	7	202
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>5,504</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,430	
法 人 税 等 調 整 額	72	1,502
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>4,002</b>

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

倉敷紡績株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 井 上 正 彦

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 北 池 晃 一 郎

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、倉敷紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

倉敷紡績株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井上正彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北池晃一郎  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第214期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第214期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、インターネット等を経由した手段も活用しながら、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

倉敷紡績株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 岡田 治 ㊟

監査等委員 茂木 鉄平 ㊟

監査等委員 新川 大祐 ㊟

監査等委員 西村 元秀 ㊟

監査等委員 谷澤 実佐子 ㊟

(注) 監査等委員 茂木鉄平、新川大祐、西村元秀及び谷澤実佐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上



The logo for KURABO, featuring a stylized blue 'K' icon followed by the word 'KURABO' in a bold, blue, sans-serif font.



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。